

新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集作成事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月22日

長野県 危機管理部 消防課長

1 業務の概要

(1) 業務名

新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集作成事業委託業務

(2) 業務の目的

令和2年当初から令和5年度末までの新型コロナウイルス感染症を振り返り、その発生状況や県の対応等を記録として整理を行い後世に残すことで、今後感染症危機が発生した際の対応に活用する。

(3) 業務内容

ア 「新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集」の作成

県から提出を受けた資料（波ごとの振り返り、対応方針、知事会見資料、グラフ等のデータ資料、コロナ対応に係る総合的評価資料 等）を基に、記録集を作成する。

イ 関係者へのインタビュー

コロナ対応の関係者（医療関係者、業界団体の長、県職員 等）にインタビューを実施し、その内容を各章に振り分ける。

ウ 県民へのアンケート

県民へアンケートを実施し、集計・分析のうえ、記録集に掲載する。

(4) 仕様等

別添新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

※ 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後打合せの中で変更する場合があります。契約後の変更については、その都度協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目（以下「企画提案の項目」という。）

- ① 仕様の規格
- ② 記録集の考え方・コンセプト
- ③ 記録集の構成・内容
- ④ 業務執行体制・能力
- ⑤ 業務実施スケジュール
- ⑥ 業務見積書

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和6年12月27日まで

(8) 費用の上限額 12,474,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県危機管理部消防課で行う打ち合わせ等に常時参加（W e b参加含む）できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

別添「様式第1号 参加申込書」による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

別添「様式第1号の附表1及び附表2」による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570（専用郵便番号） 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	
長野県危機管理部消防課新型インフルエンザ等対策担当	
電 話	026-235-7354
F A X	026-233-4332
電子メール	corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月4日(月)(提出日は、土曜日、日曜日及び休日*を除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する長野県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。
③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに提出先に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。

郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で(4)の担当に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)①)の3日前(令和6年3月22日)までに、書面により通知します。

- ② ①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 ②の期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 業務説明会

- (1) 開催日時 令和6年3月7日(木) 14時~15時
(2) 開催場所 長野県庁西庁舎109号会議室
(3) その他 説明会参加のための交通費等の諸費用は、参加者の負担になります。

5 質問への対応

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
(2) 受付期間 令和6年3月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付となります。)
(3) 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメールにより提出するものとします。
(4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年3月15日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提案書類

- ① 企画提案書（様式第3号）及び企画書（様式第3号の附表1又は任意様式でも可）
企画書は、仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- ② 概算見積書（様式第3号の附表2又は任意様式でも可）
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 質問への対応

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期間 令和6年3月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付となります。）
- ③ 回答方法 質問者に対して、FAX又は電子メール等により回答します。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年3月25日（月）（提出日は、土曜日、日曜日及び休日を除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで。）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 10部（正本1部 写し9部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに提出先に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		審査内容	配点
企画提案力	仕様	仕様書の規格と同等以上となっているか。	10
	考え方 コンセプト	今後、同様の感染症危機が発生した際の対応の基礎データとなるものか。 今後の感染症危機対応能力の向上に資するものであるか。	40
	構成・内容	感染症危機の概要、対応状況等がわかりやすく伝わる内容となっているか。 構成や内容にアイデアや独創性がみられるか。	30
運営能力	業務執行体制 能力	本委託業務の全てを、円滑に執行する体制・能力があるかを、事業執行体制、業務実施スケジュール、過去の受注実績等から総合的に判断する。	10

	費用の妥当性	業務の実施に必要な経費が見積もられ、企画提案の内容、効果等に照らし合わせて妥当であるか。	10
合 計 点			100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案について総合的に評価し、配点の合計点が最高点となった者を選定します。
 なお、選定委員の評価点の合計が出席委員数に60を乗じた値に満たない者は、順序の如何に関わらず選定しません。
- ② 選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 令和6年3月27日（水） 午前9時30分から 長野県庁西庁舎111号会議室
 ※ 各提案者の開始時刻は個別通知します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表

- ① 企画提案書を提出した者のうち、見積業者に選定された者（以下「見積業者」という。）に対して、その旨を通知します。
- ② ①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、消防課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由

- ① (6) ②の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3(4)に同じ。
 イ 受付時間 ①の期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(8) その他

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。
- ⑦ 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

7 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積業者は、選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第4号）を提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積業者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、それを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、消防課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 令和6年度長野県歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算が計上されない場合は契約を締結しないことがあります。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（専用郵便番号） 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課新型インフルエンザ等対策担当
電 話 026-235-7093
F A X 026-235-7485
電子メール corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp

- (4) 委託契約の締結に当たっては、地方自治法及び長野県財務規則等を適用とする。
- (5) 必要に参加申込に関する照会を行う場合があります。